

令和6年1月31日
港湾局海岸・防災課

石川県の港湾における国による港湾施設の一部管理の期間延長等について ～令和6年能登半島地震における対応～

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県内の港湾における円滑な物資輸送を確保するため、港湾管理者（石川県）の要請を受け、令和6年1月2日より、国が石川県の港湾施設の一部を管理しています。

今般、港湾管理者（石川県）から、この措置の継続等について要請があったことから、国が実施する管理の内容を一部変更した上で、管理の期間を3月1日まで延長します。

1. 国が管理する期間 令和6年1月2日～令和6年3月1日
※ 令和6年2月1日までとしていた期間を1ヶ月延長
2. 対象港湾 七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港
3. 港湾管理者 石川県
4. 管理の内容
[下線部を追加]
 - ・係留施設及び水域施設の利用に関する調整及び応急措置
 - ・外郭施設及び臨港交通施設の応急措置
 - ・荷さばき地、野積場及び緑地の利用に関する調整
(その他これらの業務を行うために必要な業務を含む。)



七尾港 矢田新さん橋（第一西）
〔海翔丸〕による災害支援物資の運搬



輪島港 マリントウン岸壁
〔護衛艦と作業船の二隻係留〕



飯田港 水深4.5m航路泊地
〔水中障害物の引き上げ〕

【問い合わせ先】

国土交通省港湾局 海岸・防災課 新村、奥田、伊藤(46712、46714、46735)
電話：03-5253-8111(代表) 03-5253-8688(直通)